入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)及び長沼高等学校除去土壌等搬出業務委託に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

- 1 発注者(契約権者) 福島県立長沼高等学校長
- 2 入札に付する事項
 - (1) 件 名 長沼高等学校除去土壤等搬出業務委託
 - (2) 業務の仕様等 別紙 特記仕様書のとおり
 - (3) 委託期間 契約締結の日から平成30年2月28日まで
- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入 札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされてる者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32 条第1項各号に該当しない者であること。
- (5) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同規模程度の除染業務においての 履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- 4 入札に参加する者に必要な資格の確認
 - (1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書(様式1。以下「資格確認申請書」という。)に次のの書類等を添付し、下記5の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認の申請をすること。
 - ア 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式2)
 - イ 入札保証金納付免除関係書類(様式6)
 - ※ 入札保証金納付免除申請者が提出
 - ウ 履行実績証明書(様式7)

- ※ 様式1の添付書類及び上記イのうち財務規則第249条第1項第2号による免除 申請者が添付する
- 工 履行実績証明願(様式8)
 - ※ 様式1の添付書類又は上記イによる免除申請者で必要がある場合に提出
- (2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

5 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 962-0203

住 所 福島県須賀川市長沼字子ッコ橋58

機 関 名 福島県立長沼高等学校

電話番号 0248-67-2185

F A X 0 2 4 8 - 6 7 - 2 4 9 3

(2) 資格確認申請書の提出期間及び提出場所

平成29年9月19日(火)から平成29年9月29日(金)午後4時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)なお、郵送の場合は期限まで必着とする。

福島県立長沼高等学校 事務室

おって入札参加資格の有無を一般競争入札確認通知書(様式3)により通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

日 時 平成29年10月5日(木)午前11時

場 所 福島県立長沼高等学校 会議室

(福島県須賀川市長沼字子ッコ橋58)

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書(様式4)に必要とする事項を記載し、上記5の(3)に示す提出日時及び場所へ持参すること。
- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書(様式3)の写し

イ 委任状(様式5) ※代理人が出席し、入札する場合

- (3) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印 (外国人の署名を含む。以下同じ)をすること。
 - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項各号(別記1)に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。その際、入札保証金納付免除申請書(様式6)を提出すること。なお、財務規則第249条第1項第1号による免除を申し出る場合は、当該入札保証保険契約を締結したことを証する書面(保険契約に係る保険証券)を、第2号による免除を申し出る場合は、上記4の(1)履行実績証明書(様式7)または履行実績証明願(様式8)を添付すること。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、上記書類を平成29年9月29日 (金)午後4時までにまで18に示す場所に提出すること。

(4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

8 最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

9 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。 なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において 再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わ ない場合、再度入札については棄権したものとする。

10 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立長沼高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

11 入札心得

(1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書(様式9)により平成29年9月26日(火)午後4時までに福島県立長沼高等学校長に説明を求めることができる。

福島県立長沼高等学校長は、一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書(様式9)により速やかに回答する。

- (2) 入札者は、持参により入札書を提出する場合、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得る ために連合(談合)した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。 ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認める ことがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。 ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

12 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執 行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札 の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 鉛筆書きによる入札
- (7) 日付、記名、押印を欠く入札
- (8) 金額を訂正した入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (10) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (11) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

(12) その他県において特に指定した事項に違反した入札

14 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
 - この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

15 契約保証金

- (1) 落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。) で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号(別記2)のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

16 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、 発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

17 契約条項

契約書(案)による。

18 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 962-0203

住 所 福島県須賀川市長沼字子ッコ橋58

機 関 名 福島県立長沼高等学校 事務室

電話番号 0248-67-2185

F A X 0 2 4 8 - 6 7 - 2 4 9 3

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

福島県立長沼高等学校長 様

平成29年9月19日付けで公告ありました長沼高等学校除去土壌等搬出業務委託に係る一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、下記1に掲げる資格要件に全て該当する者であること、また、下記2の添付書類の内容については、事実に相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされてる者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32 条第1項各号に該当しない者であること。
 - (5) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同規模程度の除染業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

2 添付書類

- (1) 履行実績証明書(様式7)もしくは履行実績証明願(様式8)
- (2) 後日、資格確認通知書を送付しますので、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、82円切手を貼った長3号封筒をこの申請書と併せて提出してください。

様式2

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県立長沼高等学校長 様

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしている と認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福島県立長沼高等学校の信用を毀損し、または福島県立長沼高等学校の業務を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申請をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県長沼高等学校から請求があり次第、福島県立長沼高等学校長に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置(民事・刑事)を講じられても構いません。

記入日 平成 年 月 日

住所 (又は所在地)

社名及び代表者名又は 個人事業主の氏名

実印

一般競争入札参加資格確認通知書

平成 年 月 日

様

福島県立長沼高等学校長

さきに申請のありました一般競争入札に係る入札参加資格については、下記のとおり確認したのでお知らせします。

記

HO.							
公告日	平成29年9月19日付け公告						
委託名	長沼高等学校除去	長沼高等学校除去土壌等搬出業務委託					
	 有						
	無						
本公告に係る 入札参加資格 の有無	入札参加資格が ないと認めた理由						

- ※1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について 説明を求めることができます。
 - 2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため 提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

様式4

入札書

				71	- =					
金額 (税抜)	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

委 託 名 長沼高等学校除去土壤等搬出業務委託

委託期間 契約締結の日から平成30年2月28日まで

上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

代理人 氏名 印

福島県立長沼高等学校長 様

- 注) 1 金額の文字の頭に「¥」を付すこと。
 - 2 再入札の場合は、入札書の前に「再」と記入すること。

様式4(再入札で不調になり随意契約に移行する場合)

見積書

委 託 名 長沼高等学校除去土壤等搬出業務委託

委託期間 契約締結の日から平成30年2月28日まで

上記のとおり見積いたします。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

代理人 氏名 印

福島県立長沼高等学校長 様

注) 金額の文字の頭に「¥」を付すこと。

委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

平成29年10月5日に執行される長沼高等学校除去土壌等搬出業務委託の入札及び見 積に関する一切の権限。

平成 年 月 日

福島県立長沼高等学校長 様

委任者 住 所

商号又は名称

受任者 職名又は住所

氏 名 印

入札保証金納付免除申請書

平成 年 月 日

福島県立長沼高等学校長 様

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職 • 氏名

印

長沼高等学校除去土壌等搬出業務委託に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

添付書類 (例)

- 1 財務規則第249条第1項第1号による免除申請者
 - ・入札保証保険契約を締結したことを証する書面(保険契約に係る保険証券)
- 2 財務規則第249条第1項第2号による免除申請者
 - ※ 入札参加者が、過去2年間に国又は地方公共団体とその種類及び規模を契約を数回にわたり締結し、これらをすべて確実に履行したことを証すること。
 - ・履行実績を証明する書面 履行実績証明書(様式 7)、履行実績証明願(様式 8) 等

履行実績証明書

		4 > 4/D(F=) 4 H	
	実績 1	実績 2	実績 3
発注機関			
契約名			
契約内容			
契約期間			
契約金額			

平成 年 月 日

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

(注) 履行実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。

(別記1 財務規則第249条第1項2号を参照のこと)

- 1 福島県が発注した契約の場合:契約書の写
- 2 福島県以外が発注した契約の場合
 - ① 発注機関の発行する履行実績証明願(様式8)
 - ② 履行実績証明願を添付できない場合は、内容等を証明できる書類
- 3 契約金額は契約単価でも可(消費税等の額を含む金額)
- 4 実績は本店・支店を問わない

履行実績証明願

					平成	年	月	目
				様				
		住		所				
		商	号又は	名称				
		代	表者職.	氏名				印
一般競争入 記の履行実績			 全除申請	fのため、 記	に提出する	ら必要がな	あります (ので、1
				ПL				
契約名								
契約内容								
契約期間								
契約金額								
上記のとま	おり履行し	たことを	と証明し	、ます。				
平成	年	月	日					
		司	正明者					印

(注) 契約金額は契約単価でもよい (消費税等の額を含む)

一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書

入札参加者	住 所	
	商号又は名称	
	担当者職·氏名	
	電 話 番 号	_
	D 4 77 77 17	

平成 年 月 日

F A X 番 号 -	_
平成29年9月19日付け公告	
長沼高等学校除去土壌等搬出業務委託	
	平成29年9月19日付け公告

福島県財務規則(抜粋)

(入札保証金の減免)

- 第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証 金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去2年間に国(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (4) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) その他別に定めるとき。

2 (省略)

福島県財務規則(抜粋)

(契約保証金の減免)

- 第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証 金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び 会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2項の規定により財務大臣が指定す る金融機関(次条第2項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締 結したとき。
- (4) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去2年間に国(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。)又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が50万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品 が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7)から(16)まで (省 略)